

定期積金

平成28年11月現在

商品名 (愛称)	定期積金 スーパー積金
◇販売対象	法人および個人の方。 (ただし、ボーナス掛け込みができる商品については個人のみ)
◇期間	6ヵ月以上5年以下
◇預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 なお、個人のみ毎月掛込に加え、ボーナス掛込(年2回)ができる商品があります。 1,000円以上(ボーナス掛込は1回5万円以上) 1,000円単位
◇払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
◇利息 (1)適用金利 (2)給付補填金の支払い方法 (3)計算方法	固定金利(契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します) 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
◇税金	個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
◇手数料	—————
◇付加できる特約事項	普通預金等からの自動振替による受入ができます。
◇中途解約時の取扱い	次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
◇金利情報の入手方法	金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
◇苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。

<p>◇苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>◇その他参考となる事項</p>	<p>預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、当初契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>・預金保険制度の付保対象預金です。決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。</p> <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</p>